

営業活動促進事業 Q&A 経：助成対象経費

No.	カ ゴ リ	質問	回答
1	経	印刷物制作委託を区内事業者に、広告掲載を区外事業者に発注した場合、印刷物制作委託費は4/5で申請しても良いか？	助成率が4/5の対象となるのは「対象経費をすべて区内企業に発注した場合」です。これに該当しないため、助成率は1/2です。
2	経	4/5の助成率とするためには区内事業者にすべての対象経費を発注する必要があるとのことだが、区内事業者の条件とは？	区内事業者とは、本社もしくは事業所等を板橋区内に有する事業者で、そのことが領収書や見積書、HP等で明らかに確認できる事業者のことです。
3	経	区内事業者に発注したが、その事業者が区外事業者に再委託した場合でも「区内事業者に発注」したとということになるか？	なりません。
4	経	区内事業者に発注すると4/5に助成率があがるとのことだが、1社でも区外事業者が入ると1/2になるということか？	その通りです。4/5の助成率を適用するためには、助成対象経費すべてを区内事業者が発注する必要があります。
5	経	費目別の上限額が設定されているが、上限未満の単価のものしか申請できないということか？ 例 印刷物制作委託費の上限額は10万円だが、10万円を超えたものは申請できないか？	上限額を超えた単価のものも申請できます。費目別上限額とは、その費目について助成する上限のことです。
6	経	助成対象経費は消費税を含むか？	租税公課（印紙代、消費税等）は助成対象外となります。
7	経	チラシを自社で印刷した場合の用紙・インク代は対象となるか？	なりません。備品・消耗品購入費は対象外です。
8	経	タブレット端末を購入し、SNSで広報活動をしているが、タブレット端末は対象となるか？	なりません。備品購入費は対象外です。
9	経	助成対象経費の例として「自社ECサイト構築経費」があるが、他社のECサイトに出品した場合、手数料は対象経費となるか？	なりません。あくまで自社ECサイトに限ります。
10	経	申請する金額・費目が未確定だが、申請しても良いか？	確定してから申請してください。申請時に金額の算出根拠（見積もり書・契約書・領収書等の写し）をご提出いただきます。
11	経	広告掲載費の費目別上限額は10万円だが、複数の広告を掲載した場合、それぞれ上限額が10万円か？それとも合計の上限額のことか？	合計の上限額です。その費目の合計経費を上限額として定めています。
12	経	看板の制作は対象となるか？	名称だけでなく、サービス内容が掲載されていれば対象となります。ただし、設置許可が必要な場合は、許可を得ていることが条件となります。
13	経	印刷自体は自社で行うが、デザインの制作を委託した。対象となるか？	対象となります。印刷物制作委託費の費目となります。
14	経	Web広告やダイレクトメールによる広報経費は対象となるか？	対象となります。広告掲載費の費目となります。

営業活動促進事業 Q&A 経：助成対象経費

No.	カテゴリー	質問	回答
15	経	支払方法に制限はあるか？	原則として現金払い、金融機関払いとします。クレジットカード払いの場合、実績報告時に証拠書類として「領収書」に加えて「利用明細書」、「利用代金が引き落とされた通帳」等の複数の書類の提出が必要となります。 なお、電子マネーや小切手、手形による支払いは助成対象外となります。
16	経	クレジットカードやポイントカードについてのポイント分はどのように処理すればよいか？	支払いに際してついたポイントは助成対象外です。申請の際は除外してください。 例 10,000円（税抜）の経費を支払い、100円分のポイントがついた場合 ⇒助成対象経費は9,900円となります。
17	経	経費の一部や全てをポイントやクーポンで支払っても問題無いか？	ポイントやクーポンで支払った部分は助成対象外となります。 例 10,000円（税抜）のうち1,000円をポイントで支払った場合 ⇒助成対象経費は9,000円となります。
18	経	クレジットカードで支払った場合、経費の支払いをしたタイミングはいつになるか。	クレジットカードで支払われた場合、口座からの引き落としをもって「支払いが完了した」とみなします。したがって、助成対象期間を過ぎた令和3年3月1日以降に口座から引き落とされた経費につきましては、助成対象外となります。